

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年9月1日
担 当 課	清掃施設整備課・日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	株式会社モリタ環境テック東日本営業部 船橋市小野田町1530番地
工事等の名称	日暮クリーンセンター破袋・圧縮・梱包機等点検修繕
工事等の場所	松戸市五香西五丁目14番地の1
種 別	機械器具設置
工事等期間	令和 8年 7月17日から令和 8年10月30日まで
契約金額	8,030,000 円
工事等の概要	圧縮梱包機等の点検整備
随意契約の理由	本修繕は、別添仕様書のとおり老朽化した圧縮梱包機の整備であり、機器個々の安定稼動はもとより、各設備の総合性能の確保を目的とするものです。このため、本修繕の実施業者については、当施設全体を包括的に把握していることが不可欠です。 当施設の設備の設計・施工は手塚興産株式会社によるものでありますが、平成4年にリサイクルおよびスクラップ処理事業の撤廃により、技術・技能・工業所有権・生産工場・人材を関連会社の株式会社モリタ環境テックへ事業譲渡しました。以降、株式会社モリタ環境テックは、当施設の定期整備事業を実施しており、当施設を総合的に把握・熟知している唯一の事業者です。 以上のことから、契約相手方として株式会社モリタ環境テックを選定し、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定から、随意契約となるものです。